

小規模個人事業者を対象に税務サポートをいたします

筑紫野市商工会 税務相談所入会のご案内



対象者

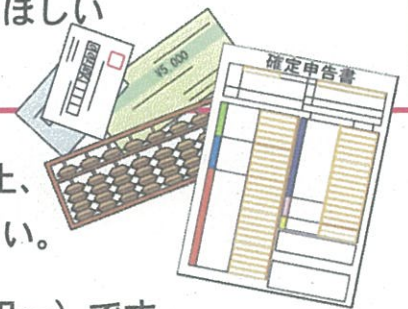
筑紫野市またはその近郊で事業を行っている小規模事業者（個人）
（従業員が商業・サービス業は5人以下、その他製造業等は20人以下）

指導内容

- 税務の指導相談
- 記帳指導 … 帳簿の付け方から申告までをフルサポート
- 記帳の代行 … 日計表を書くだけであなたのかわりに元帳を作成
※ パソコンで会計ソフトをお使いの方（または今後パソコンで記帳されたい方）もお気軽にお申し付けください。
- 源泉所得税手続き … 納付書、年末調整、源泉徴収票作成の代行
- 所得税・消費税の申告書の作成 … 申告書の作成と電子申告
- 税務調査の立会 … 税理士の立会でいざというときに安心
- 節税のサポート … 所得税や消費税について有利なアドバイス

こんな方におすすめ

- 事業を始めたが帳簿のつけ方がわからない
- 消費税の申告が必要になったけれどどうしたらよいかわからない
- 決算書・申告書の書き方がわからない
- 節税の方法や税制改正について教えてほしい
- 税務署に行くのが苦手 などなど



入会手続

別紙の税務相談所加入申込書にご記入の上、
筑紫野市商工会へFAXまたはご持参ください。

会費

会費は月会費制（所得に応じて月額2000円～）です。

源泉納付事務、消費税確定申告のある方は、別途手数料がかかります
（源泉納付事務：原則1000円 消費税申告事務：5000円 ※ 詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

筑紫野市商工会税務相談所

筑紫野市湯町3-2-5 【TEL】 092-922-2361 【FAX】 092-921-1029